

我が国の経済連携協定交渉の現状 ～日タイ経済連携協定の発効について～

関税局経済連携室上席調査官

香川 里子

1. はじめに

本年6月に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2007」では、EPA交渉を積極的に推進し、その結果、平成21年の初めにはEPA締約国が少なくとも3倍増超（12カ国以上）になることが期待されること、米国・EUを含め、大市場国との自由貿易協定については将来の課題として検討していくことが謳われている。

世界貿易機関（WTO: World Trade Organization）によると、150のWTO加盟国うち、唯一モンゴルを除く全ての国は自由貿易協定（FTA: Free Trade Agreement）に代表される地域間貿易協定を締結している。FTAの数は1990年代より増加しており、最近のWTO交渉の停滞により、今後、各國間のFTA交渉が更に加速化すると予想される。

我が国は、2002年11月に発効した日シンガポール経済連携協定（EPA: Economic Partnership Agreement）以降、東アジアを中心に積極的に交渉を推進しており、メキシコ及びマレーシアとのEPAは、それぞれ2005年4月、2006年7月に発効している。更に昨年9月から本年6月の間に、フィリピン、チリ、タイ、ブルネイとのEPAにつき、次々と署名が行われ、発効に向けた手続が進められている。現在発効・署名済のEPAは、7協定となり、他国と比べても遜色ない状況になっている（資料1）。

我が国のEPA交渉は、今後更に迅速に推進

＜資料1 各国のEPA/FTAの現状＞

	発効・署名済	交渉中
日本	シンガポール、メキシコ、マレーシア、フィリピン、チリ、タイ、ブルネイ（7）	インドネシア、ASEAN ¹ 、韓国、GCC、ベトナム、インド、豪州、スイス（8）
韓国	チリ、シンガポール、EFTA ² 、ASEAN、米国（5）	日本、カナダ、メキシコ、インド、EU（5）
中国	香港、マカオ、ASEAN、チリ、パキスタン（5）	豪州、ニュージーランド、SACU ³ 、GCC ⁴ 、シンガポール、アイスランド（6）
米国	イスラエル、NAFTA、ヨルダン、シンガポール、チリ、モロッコ、豪州、オマーン、ペルー、韓国等（14）	FTAA（米州自由貿易地域）、SACU、タイ、マレーシア、アラブ首長国連邦、エクアドル（6）
EU	欧州共同体、海外領土、トルコ、パレスチナ、南アフリカ、イスラエル、メキシコ、チリ、エジプト等（22）	メルスコール ⁵ 、GCC、ACP、韓国（4）
豪州	ニュージーランド、タイ、シンガポール、米国（4）	ASEAN、中国、マレーシア、日本、チリ（5）
ASEAN	中国、韓国（2）	インド、日本、豪州、ニュージーランド（4）

（注）2007年7月2日現在。（ ）内は協定数。ASEAN・EUのFTAについては本年5月交渉開始に合意。

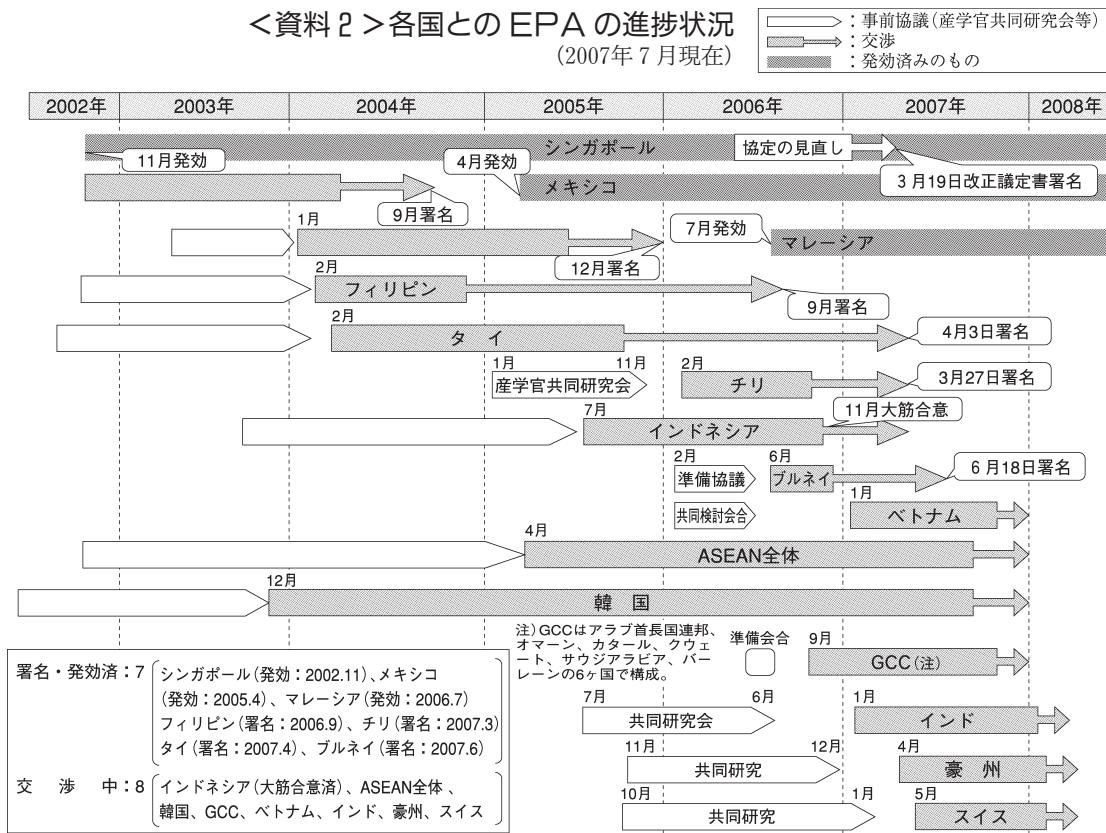
¹ ASEAN（東南アジア諸国連合）：インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア

² EFTA（欧州自由貿易地域）：アイスランド、スイス、ノルウェー、リヒテンシュタイン

³ SACU（南部アフリカ関税同盟）：南アフリカ、スワジランド、ナミビア、ボツワナ、レソト

⁴ GCC（湾岸協力理事会）：アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン

⁵ メルスコール（南米南部共同市場）：アルゼンチン、ウルグアイ、ブラジル、パラグアイ、ペネズエラ



＜資料3＞我が国が交渉中のEPA

インドネシア	昨年11月の日インドネシア首脳会談にて大筋合意を確認。早期の署名を目指す。
ASEAN	本年5月の日ASEAN経済大臣会合において、物品貿易の自由化枠組みに原則合意。本年中の可能な限り早期の実質的な交渉妥結を目指す。
GCC	可能な限り早期に交渉の主要点についての実質的な妥結を目指す。
韓国	2004年11月より交渉中断。交渉再開に向け、粘り強く韓国側に働きかける
ベトナム	可能な限り早期に交渉の主要点についての実質的な妥結を目指す。
インド	交渉開始(本年1月)から概ね2年間のうちの可能な限り早期に交渉を実質的に終了させることを目指す。
豪州	本年4月に第一回交渉を開催。守るべきものは守るとの方針の下、我が国にとって最大限のメリットを獲得することを目指す。
スイス	本年7月に第2回交渉会合を開催。物品貿易のみならず、投資・サービス貿易、知的財産等、幅広い分野においてハイレベルのルール作り及び経済連携の強化を目指す。

していくことが期待されるが、そのためにはまず現在交渉中のEPA(資料3)を確実に締結していくことが重要であろう。

本稿では、最近署名されたEPAのうち、我

が国との貿易額が一番多く、伝統的に友好関係を築いてきたタイとの経済連携協定(資料4)について、特に物品貿易の自由化を中心に説明したい。

＜資料4＞我が国の国別輸出入額（2006年、単位：億円）

	輸出	輸入	総額	対世界 シェア
ASEAN 全体	88,748	92,986	181,735	12.7%
タイ	26,647	19,639	46,286	3.2%
インドネシア	8,578	28,069	36,646	2.6%
マレーシア	15,370	18,012	33,382	2.3%
シンガポール	22,502	8,696	31,198	2.2%
フィリピン	10,479	9,257	19,737	1.4%
ベトナム	4,815	6,156	10,971	0.8%
ブルネイ	118	2,718	2,835	0.2%
インド	5,181	4,716	9,897	0.7%
韓国	58,489	31,783	90,271	6.3%
メキシコ	10,793	3,285	14,078	1.0%
チリ	1,264	8,436	9,701	0.7%
GCC	18,163	111,500	129,662	9.1%
豪州	14,531	32,479	47,010	3.3%
スイス	2,813	5,937	8,750	0.6%

※署名済（シンガポール、メキシコ、マレーシア、
フィリピン、チリ、タイ、ブルネイ）計11%

(資料) 2006年財務省貿易統計

2. タイ王国について

(1) タイとの伝統的な友好関係

タイは、我が国と伝統的に友好関係を維持している国である。日本とタイの交流は、600年前の琉球王国とアユタヤ朝との朱印船貿易に遡ると言われている。当時は朱印船による民間交易が行われており、当時の首都アユタヤ（バンコク北方60km）には、日本人町が形成されていた。日本からは刀や銀、銅、陶器などの鉱工業品が輸出され、アユタヤ朝からは、武器に使用する鹿皮、鮫皮などを輸入していたようである。アユタヤ朝と徳川幕府の間でも献上品や書簡の交換が行われていたが、このような交流も徳川幕府による鎖国令により衰退した。

時を経て、今から120年前の1887年（明治20年）、明治政府がタイとの日タイ修好宣言（「修好条約ニ関スル日本国暹羅国間ノ宣言」）に調印したことにより、両国間の国交が正式に開かれることになった。18世紀になると、西欧諸国によりアジア諸国が植民地化され、イギリスがビルマを、フランスがベトナムをそれぞれ植民地化しており、この事態に危機感を抱いたタイ

は、西欧に対抗しうる強力な国家を建設するべく国家の近代化に取り組んでいた。

1887年7月、タイ国王ラーマ五世の命をうけ、王弟テーワウォン外務大臣が親書を携えて来日し、明治政府に修好の意志を伝えた。明治政府は青木周蔵外務次官が折衝にあたり、9月26日には「日タイ修好宣言」が調印された⁶。

本年2007年は日本とタイの修好120周年にあたり、2005年9月の日タイ首脳会談において120周年を祝うことが確認されている。

＜資料5＞「修好条約ニ関スル日本国暹羅国間ノ宣言」



(外務省ホームページより)

⁶ 正式には「修好条約ニ関スル日本国逼羅（シャム）国間ノ宣言」という。この宣言に基づいて締結されたのが、1898年（明治31年）の「日暹修好通商航海条約」である。（外務省ホームページ）

＜資料6＞日タイ修好120周年記念シンボル



(外務省ホームページより)

本年4月には、120年前に日タイ修好宣言に署名をした青木周蔵と同じ山口県出身の安倍総理が、タイのスラユット首相と日・タイ経済連携協定に署名を行ったところである。

(2) タイ経済

タイ政府は、従来の外資系企業に依存した輸出主導に加え、近年、国内需要も経済の牽引力とするために、農村や中小企業の振興策を打ち出したほか、戦略的産業を指定し国家競争力を高めようとした。2003年の「国家競争力計画」(タイ国家経済社会開発庁(NESDB))では、戦略的産業をキャッチフレーズとともに掲げている(資料7)。

＜資料7＞タイの戦略的産業

- 「アジアのデトロイト」(自動車産業)
- 「世界の台所」(食品加工業)
- 「アジア・トロピカル・ファッショニ」(衣料、ジュエリー等)
- 「アジアの観光センター」(観光業)
- 「世界のグラフィックデザインセンター」(コンピュータ、ソフトウエア)

例えば、タイ政府は、食品産業をタイの主要産業と位置付け、海外におけるタイ食品の市場とタイ料理レストランを広げ、同時に生鮮えびや熱帯果実などの原材料、インスタント食品、マグロ缶、鶏肉調製品などの加工食品のセンターとしてタイを「世界の台所」へと発展させる政策を掲げている。

自動車産業に関しては、タイには自国自動車メーカーはないが、部品供給のインフラが整っていること、東南アジアの中央に位置していること、港の施設が整備されていること、国内の市場規模、優秀な労働力などの条件が比較的揃っているために、特に日系自動車メーカーの工場や部品メーカーが集積し、ピックアップトラックなどの特定車種の生産に関しては世界への輸出拠点となっており、「アジアのデトロイト」を目指すとしている。なお、タイにおける自動車生産の約9割は、日系企業による生産である。2005年には、タイにおける自動車の生産台数が、東南アジアの中で初めて100万台を突破した(資料8)。

＜資料8＞アジア主要国における自動車の生産台数

(単位:万台)

	2005年	2006年	増減
日本	1080.0	1148.4	+6.3%
(うち乗用車)	901.7	975.7	+8.2%
中国	570.8	718.9	+25.9%
(うち乗用車)	393.2	523.3	+33.1
韓国	370.0	384.0	+3.8%
(うち乗用車)	335.7	348.9	+3.9%
タイ	112.3	129.6	+15.4%
(うち乗用車)	27.8	31.5	+13.5%
マレーシア	56.3	52.4	-7.1%
(うち乗用車)	40.5	38.5	-4.8%
インドネシア	50.0	29.6	-40.9%
(うち乗用車)	33.3	20.6	-38.0%

(資料)国際自動車工業連合会(OICA)

また、タイ政府は、FTA締結に積極的に取り組んできており、オーストラリアとのFTAは、2005年1月に、ニュージーランドとのFTAは2005年7月にそれぞれ発効している。インドとは交渉中であるが、2004年9月より、82品目の関税を先行して引き下げている。その他、諸事情により現在は中断しているが、米国、バーレーン、ペルーなどと交渉を行っている。

また、タイもメンバーであるASEAN自由

貿易地域（AFTA）は1993年から関税引き下げが実施され、現在 ASEAN 原加盟国（シンガポール、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ブルネイ）およびベトナムは、一部の例外を除き、域内の関税をほぼ全て5%以下に引き下げている。今後、ASEAN 原加盟国は2010年に域内関税を撤廃する予定である。

（3）日タイ経済関係について

タイは我が国にとり、ASEAN 中最大の貿易相手国であり、2006年の我が国からタイへの輸出額は約2兆6,000億円（第6位の輸出相手国）、我が国のタイからの輸入額は2兆円弱（第10位の輸入相手国）である⁷。

逆にタイから見ると、我が国は米国に続く第2位の輸出相手国であり、タイの輸出の13.7%を占める。我が国はタイにとって第1位の輸入相手国であり、22%を占める⁸。

2006年の我が国からタイへの直接投資は、2,307億円、残高では1兆7,647億円であり、タイは我が国からの直接投資が7番目に多い国である⁹。製造業の他、輸送機、鉄鋼、化学、サービス業などが我が国からタイに進出している。タイに滞在する日本人は4万人強、バンコク日本人商工会議所加盟企業は1,200社を超える。

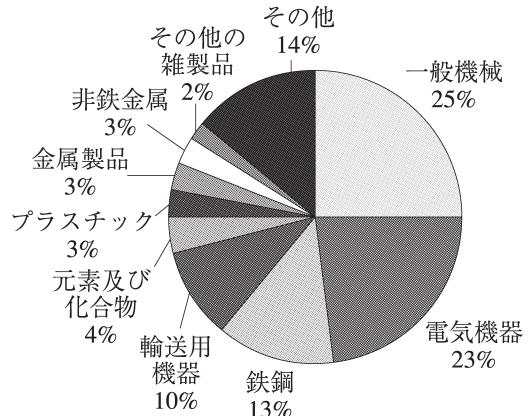
両国間での具体的な輸出入品を個別品目毎に見てみると、我が国からタイに輸出される物品は約99%が鉱工業品であり、1%弱が農水産品である。多いものは原動機、金属加工機械などの一般機械、半導体部品、電気回路の部品などの電気機器、鉄鋼フラットロール製品、自動車・自動車部品などの輸送機器である。主要な輸出品に対する現在のタイ側の関税率は、高いもので自動車部品30%、鉄鋼20%、自動車80%となっている（資料9）。

⁷ 2006年財務省貿易統計

⁸ 2005年IMF-DOTS

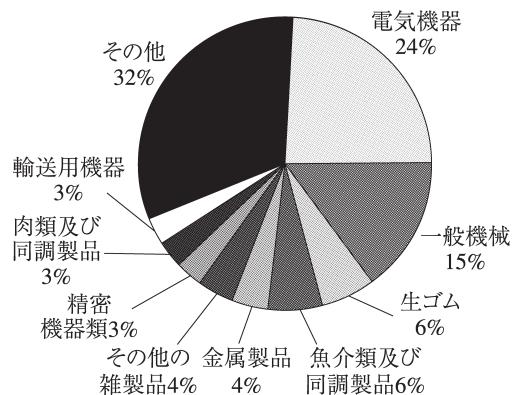
⁹ 財務省統計（国際収支状況）及び日本銀行統計（直接投資残高）

＜資料9＞日本→タイ 主要な輸出品目
○輸出額2兆6,647億円（2006年財務省貿易統計）



逆にタイから日本に輸入されるものは、約83%が鉱工業品、17%が農水産品である。タイからの輸入が多いものは音響・映像機器、家庭用電気製品、半導体などの電気機器、パソコンなどの一般機械、天然ゴム（シートなど）になり、これらに対する関税は無税である。主要な有税品は、鶏肉の調製品、例えば焼き鳥のような加工した鶏等、冷凍えびやえび調製品である（資料10）。

＜資料10＞タイ→日本 主要な輸入品目
○輸入総額1兆9,639億円（2006年財務省貿易統計）



(4) タイの関税率について

現在のタイの品目毎の関税率を諸外国と比較して見てみると（資料11）、我が国や米国などの先進国は、鉱工業品の関税は低く、農産品の関税が比較的高いが、タイは、中国と同様に、農産品の関税も高いが衣類や自動車等の輸送機器の関税が高い。

一方、タイの関税率の分布を見ると（資料12）、無税品目の割合は、我が国約41%、米国も約37%と高いが、タイは約5%と、中国同様に10%以下と低い。また、タイは、関税率が20%を超える品目が約18%を占めている。

3. 日タイ経済連携協定について

(1) 日タイ EPA の交渉経緯

日タイ EPA は、2002年4月の日タイ首脳会談（於海南島（中国））において、日 ASEAN 包括的経済連携構想の一環として、日・タイの経済連携について検討することを両首脳間で合意したことから始まる。その後両国政府による作業部会や産学官による共同研究が行われた。

2003年12月には、共同研究の結果を受け、両首脳が日タイ経済連携協定交渉開始に合意し、2004年2月からは、政府間交渉が開始された。交渉においては、特に我が国が関税撤廃を求めた自動車・自動車部品について、タイは国内産業への影響に対する懸念から最後まで難色を示し、厳しい交渉となつたが、2005年9月には、中川経産大臣（当時）とソムキット副首相（当時）が2日間にわたり、集中的に協議し、大筋合意となつた。

2006年2月、首相批判の高まりを受け、タクシン前首相は下院を解散。4月には、野党ボイコットのまま総選挙が行われたが、司法当局は当該選挙を違憲・無効とした。9月には、陸軍を中心とする政変により、スラユット枢密院顧問官が首相に就任した。これらタイの国内事情により、日タイ EPA への署名は延期されてい

＜資料11＞各国の品目毎の平均関税率（単純平均実行関税率¹⁰⁾）

	日本	米国	中国	タイ
全品目	7.1%	4.9%	9.9%	11.4%
農産品	21.1%	9.5%	15.2%	24.3%
水産品	5.9%	2.0%	10.5%	10.0%
石油	2.1%	2.2%	6.3%	5.5%
林産物・紙パルプ	1.7%	0.9%	5.0%	8.1%
繊維及び衣類	6.6%	9.2%	11.4%	18.0%
ゴム・革・履物等	15.7%	7.0%	13.1%	14.4%
金属	0.8%	1.9%	7.3%	7.3%
化学品	2.5%	3.6%	7.0%	5.1%
輸送機器	0.1%	2.6%	13.3%	19.6%
機械類	0.0%	1.3%	8.0%	4.2%
電気機器	0.2%	2.0%	9.0%	8.1%
土石類・貴金属等	0.9%	3.7%	8.8%	6.5%
雑品	1.4%	3.1%	11.7%	14.7%

（資料）各国 APEC 提出データ（我が国、中国、タイ：2006年、米国：2005年）より作成

＜資料12＞各国の関税率分布表（品目構成比）

	日本	米国	中国	タイ
0 %	41.1%	37.1%	8.5%	5.3%
0 % < X < = 5 %	20.6%	30.2%	16.2%	50.7%
5 % < X < = 10 %	20.2%	21.7%	43.2%	17.5%
10 % < X < = 15 %	4.6%	5.7%	15.8%	0.9%
15 % < X < = 20 %	1.6%	2.4%	9.4%	6.0%
20 % < X	4.9%	3.0%	6.1%	18.2%
従価税以外 ¹¹⁾	7.1%	-	0.6%	1.5%

（資料）各国 APEC 提出データ（我が国、中国、タイ：2006年、米国：2005年）より作成

¹⁰⁾ 平均関税率には、貿易加重平均と単純平均があるが、タイは貿易加重平均データを APEC に提出していないため、単純平均だけで比較した。

¹¹⁾ 従価税は、輸入物品の価格を基準に課される関税であり、輸入物品の容積、重量の数量を基準として関税を課する従量税等が従価税以外に該当。なお、米国のデータは従価税以外を従価税に換算している。

＜資料13＞日タイ EPA 交渉経緯

2002年4月：日タイ首脳会談（於海南島）で、日 ASEAN 包括的経済連携構想の一環として、日・タイの経済連携についても検討することに一致
2002年9月：両国政府による作業部会を開始
2003年7月：産学官による共同研究を開始
2003年12月：日タイ首脳会談（於東京）の際に交渉開始に合意
2004年2月：両国政府による交渉開始
2005年9月：日タイ首脳会談（於東京）の際に大筋合意を確認
2007年4月：日タイ首脳会議（於東京）の際に安倍総理とスラユット首相との間で協定に署名

たが、本年4月、タイ側の準備が整い、安倍総理とスラユット首相が協定に署名した（資料13）。

なお、交渉中、タイの交渉官がタイ地元紙に交渉の様子を随時投稿していたので一部をご紹介したい。

- ・日本での交渉は、ショッピングで有名な銀座の近くにある「ガイムショウ」で行われる。建物は清潔だが古く、食堂、コーヒーショップ、雑貨店など深夜残業できるような施設が揃っている。
- ・交渉中タイ人は、クーラーが涼しくないと言う。日本ではクーラーの温度を28度に設定しているからだ。
- ・関税交渉で対象となる品目は15,000品目にもなる。協議においては、一方がオファーの内容を説明し、他方が質問を行う。例えば、「なぜこれは5%ではなくて、1%なのか」、とか「これはなぜY年（で関税撤廃）でなくX年なのか」といった具合である。
- ・日本側は言葉のテクニックを駆使してタイに鉱工業品市場を開放するよう説明を行った。これに対しタイ側は負けることなく反撃し、「世界に通じるタイのキッチン」政策に則り農産品の話を持ち出して反撃した。（クレンテープ・トゥラキット紙）

（2）日タイにおける物品貿易の自由化

日タイ EPA における関税の撤廃・引下げにより、協定発効10年以内に両国の往復貿易額で約95%程度の関税が撤廃されることになる。

日本からタイへの輸出は、貿易額で交渉前は約17%が無税のところ、協定により約97%が無税に、タイから日本への輸入は、貿易額で約80%が無税のところ、協定により約92%が無税となる。

＜資料14＞日タイ EPA におけるタイ側の物品の自由化概要（括弧内は EPA 交渉前の関税率）

- ・りんご（10%）・なし（30%）・もも（40%）→関税即時撤廃
- ・鉄鋼・鉄鋼製品（1～20%）→熱延鋼板の一部は関税即時撤廃（関税割当含む）、その他も10年以内に関税撤廃
- ・自動車部品（生産用）（1～30%）→原則エンジン等は7年後、その他は5年後に関税撤廃
- ・自動車3000cc超（80%）→3年間で60%まで関税削減
- ・自動車3000cc以下（80%）→6年目に再協議

※ 除外又は再協議品目：たばこ、生糸、さば、鶏卵 等

タイ側は、りんご、なし、ももの温帯果実は、発効時に関税を即時撤廃、鉄鋼・鉄鋼製品は全て10年以内に関税撤廃、最後まで交渉が難航した自動車関連は、自動車部品は、2010年のAFTA 完成を条件に、エンジン等は発効から7年後、その他は5年後に関税撤廃、自動車は、3,000cc超の大型車は、現行の80%から60%まで段階的関税引下げ、また再協議を2009年に開始、3,000cc以下は6年目に再協議をすることで最終的に合意した（資料14）。

なお、ビール、清酒などのアルコール飲料は、タイでは、過度な飲酒は社会問題を引き起こすとの観点から、基本的に関税率は60%と高く、削減は困難としたため、我が国の交渉担当者は、国税庁から教えて頂いた「適正飲酒10か条」を

タイに紹介しつつ粘り強く交渉し、最終的にタイは特に、ビール、ウィスキー、清酒について5年以内の関税撤廃を受け入れたとのエピソードも伝え聞いている。

適正飲酒10か条

1. 笑いながら共に、楽しく飲もう
2. 自分のペースでゆづくりと
3. 食べながら飲む習慣を
4. 自分の適量にとどめよう
5. 週に2日は休肝日を
6. 人に酒の無理強いをしない
7. <すりとは一緒にには飲まない
8. 強いアルコール飲料は薄めて
9. 遅くても夜12時で切り上げよう
10. 肝臓などの定期検査を

(社)アルコール健康医学協会作成

<資料15>日タイEPAにおける日本側の物品の自由化概要（括弧内はEPA交渉前の関税率）

- ・生鮮えび・えび調製品（1%～5.3%）→関税即時撤廃
- ・マンゴー、マンゴスチン、ドリアン（0%～2.5%）→関税即時撤廃
- ・鶏肉（骨なし）（11.9%）・鶏肉調製品（6%）→5年間で其々8.5%、3%まで関税削減
- ・生鮮バナナ（10%（4～9月）、20%（10～3月））→関税割当
- ・もんごういか（3.5%）、マグロ缶（9.6%）→5年で関税撤廃
- ・熱帯果実ワイン（25.2円/ℓ）・メコンウィスキー（30.8円/ℓ）→関税即時撤廃
- ・鉱工業品→ほぼすべての品目について関税撤廃

※ 除外又は再協議品目：米麦・乳製品、牛肉、豚肉、粗糖、でん粉、パイナップル缶詰、いか、いわし、さば、海藻類、かつお、まぐろ、合板、皮革・履物の一部 等

一方、我が国の関税であるが、生鮮えび、えび調製品は即時撤廃する。なお水、塩水で調理したえびは、タイからの輸入が我が国において50%強のシェアを占め第1位である。マンゴー、マンゴスチン、ドリアンなどの熱帯果実も即時撤廃する。熱帯果実のうち、ドリアンは、100%タイからの輸入である。

その他、鶏肉・鶏肉調製品は、関税を削減する。現在我が国への鶏肉調製品の輸入のうち50

%強が中国産、タイ産は40%程度である。バナナはフィリピン、エクアドル、台湾からの輸入が多く、タイは6位で0.3%であるが、一定数量につき無税で輸入できる関税割当の導入に合意した。

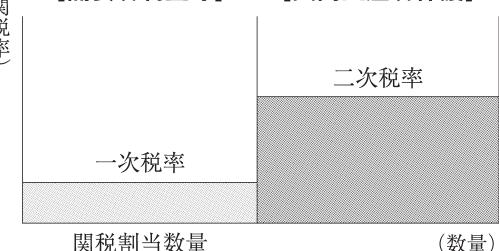
マグロ缶詰はタイが1位で約67%のシェアであり、日タイEPA発効から5年間で関税撤廃する。その他、タイが輸出振興をしているライチ、マンゴー、マンゴスチンなどの熱帯果実のワイン、また、タイ土産としても有名なメコンウィスキー¹²につき、関税を即時撤廃する¹³（資料15）。

（3）日タイEPAにおける関税割当制度

関税撤廃・引下げによる国内産業への急激な影響を緩和しつつ、一定の数量につき需要者に安価な輸入品を提供する方法として、関税割当制度があり、これは一定数量以内の輸入品に限り、無税又は低税率（一次税率）の関税を適用して、需要者に安価な輸入品の提供を確保する一方、この一定数量を超える輸入分については比較的高関税（二次税率）の関税を適用することによって、国内生産者の保護を図る制度である（資料16）。

<資料16>関税割当制度

[需要者利益等] [国内生産者保護]



¹² 米と砂糖を発酵・蒸留させ、カラメルで色を付けたもの

¹³ 2006年財務省貿易統計

<資料17>日タイ EPA における我が国の関税割当品目

対象品目	割当数量	1次税率 (EPA税率)	2次税率 (実行税率)
生鮮パイナップル (重量が900g 未満)	1年目 100t → 5年目 300t	無税	17%
生鮮バナナ	1年目4,000t → 5年目8,000t	無税	4月～9月10% 10月～3月20%
糖みつ	3年目4,000t → 4年目5,000t	7.65円/kg	15.30円/kg
豚肉調製品	毎年 1,200t	16%	20%
でん粉誘導体	毎年200,000t	無税	6.8%

日タイ EPA では、我が国は、資料17に掲げる5品目につき、関税割当を導入する。一定数量の割り当て方法には、輸入国である我が国の農林水産省が関税割当証明書を発給する場合と、輸出国であるタイ政府が発給する証明書に基づき我が国の農林水産省が割り当てる場合がある。

(4) 日タイ EPA 譲許表

物品の自由化に関連して、関税率の撤廃・引

下げの約束を記載した譲許表について説明したい(資料18)。

表の1番目の欄が「関税率表番号」で、HS条約¹⁴に基づく品目コード、2番目は「品名」になる。「区分」には、A、B等の記号があるが、Aは発効日に即時撤廃で無税になるもの、Bは毎年の段階的関税引下げによって撤廃するものである。Pはその他の関税引下げ、Qは、関税割当、Rは再交渉、Xは除外を意味する。

<資料18>日タイ EPA 附属書Ⅰ(譲許表)

1 関税率表番号	2 品名	区分	注釈	5 関税率									
				1年目 2年目 3年目 4年目 5年目 6年目 7年目 8年目 9年目 10年目									
				無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0804.10	なつめやしの実	A											
0804.20	いちじく	B		2.6%	2.3%	1.9%	1.5%	1.1%	0.8%	0.4%			
0804.30	パイナップル 生鮮のもの 1個の重量が900グラム未満 のもの(全形のもので皮を除いて いないものに限るものとし、冠 芽があるかないかを問わない。) その他のもの 乾燥したもの	Q	3										
		X		6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税
		B											

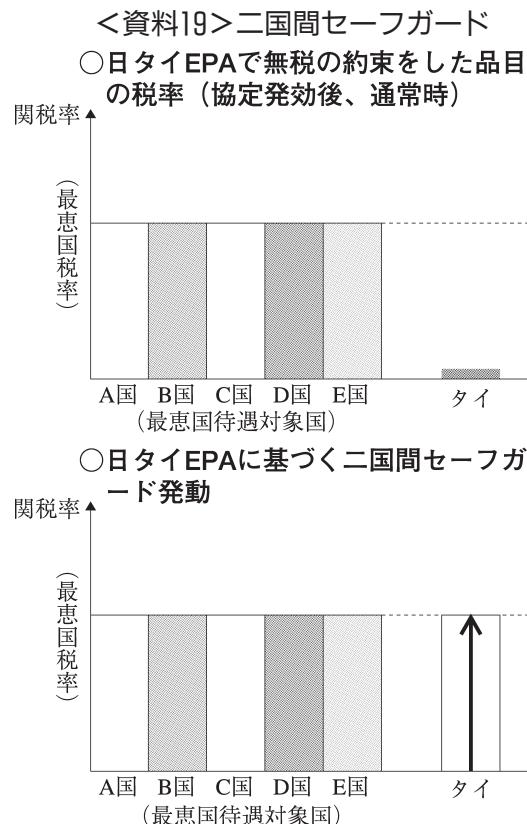
発効日後最初の4月1日

関税の撤廃・引下げ等の区分

A : 発効日に即時撤廃
B : 毎年の引下げにより撤廃
P : 関税引下げ
Q : 関税割当
R : 再交渉 X : 除外

<日本側注釈3>合計割当数量(100トン(1年目)→300トン(5年目))、
一次税率(無税)、関税割当証明書の発給(輸出国割当方式)について
規定

¹⁴ 「商品の名称及び分類についての統一システム
に関する国際条約 (HS条約)」(1988年1月発
効)。



Bの段階的関税引下げのタイミングであるが、1回目の引下げは協定の発効日に行われ、2回目以降の引下げは毎年4月に行われる。例えば今年10月に発効する場合、今年10月に第1回目の関税引下げが行われ、翌年4月1日が第2回目の引下げになり、以降毎年4月1日が関税引下げ時期になる。

（5）日タイEPA二国間セーフガード制度

関税撤廃・引き下げの約束のいわば安全弁として、日タイEPAにおいては、他の我が国のEPAと同様、二国間セーフガードが規定されている。

二国間セーフガードでは、日タイEPAによる輸入の増加により、国内産業に重大な損害を

与える又は与えるおそれがある場合に、協定上の関税撤廃・削減という約束を二国間の緊急措置として撤回することができる制度である。

WTOセーフガードは、輸入源のいかんにかかわらず、WTOにおいて約束した税率以上に関税を引き上げることが出来る規定であるが、二国間セーフガードは、WTOにおける約束の範囲内で、日タイEPAにおける約束を一時的に撤回することができる。

二国間セーフガードの発動期間は、原則3年、例外的に5年まで延長可能であり、具体的には、二国間セーフガードの発動時又は日タイEPA発効直前の最惠国税率のどちらか低いほうまで関税を引き上げることができる。二国間セーフガードの発動は、財務省関税局等が1年以内（例外的に18ヶ月）の調査を行った上で発動命令に基づき発動することになる。

また、調査完了前においても、十分な証拠により輸入増加の事実と国内産業への重大な損害が推定される場合、200日以内の暫定的な関税引き上げも可能である。

セーフガードは、正当な輸入行為に対する緊急措置であるため、二国間セーフガードを発動するには、発動相手国に対し、他の品目の関税引下げなどの代償の提供が必要であり、代償につき合意できない場合、発動相手国は一方的に関税引上げなどの対抗措置をとることができる。

なお、世界的に二国間セーフガードの規定を有するFTA/EPAは多いが、実際の発動件数は少なく、我が国も2007年7月現在、二国間セーフガードを発動したことはない¹⁵。

¹⁵ WTO一般セーフガードに関しては、WTO加盟国では2007年4月現在、確定措置の発動件数は79件である。我が国は2001年4月にネギ、生じいたけ、畳表の輸入に対し、WTO一般セーフガードの暫定措置を発動している。

(6) 日タイ EPA における原産地規則

日タイ EPA で約束された関税率を適用するためには、輸入貨物が約束された品目に該当し、日タイ EPA 上のタイ原産品であることが要件とされ、原産品であることを証明する原産地証明書を輸入国税関に提出することが必要である¹⁶。

日タイ EPA は、原産品を認定し、本協定による特恵貿易を適切に運用することを目的として、協定本体に原産品を認定するための用件、原産地証明書の発給・確認手続についての規定を定め、個別品目別の原産地規則を附属書IIに規定している。

原産品として認定されるための基準には、物品が1国で完全に生産される「完全生産基準」と、物品の製造工程に2国以上が関与する場合に実質的変更を行った国を原産国とする「実質的変更基準」がある。実質的変更基準には、「関税分類変更基準（輸入材料と完成品の関税番号が異なると実質的変更があるとみなす）、や「付加価値基準（完成品に対し一定基準以上の付加価値があれば実質的変更があるとみなす）」等がある。

原産地証明書は、輸出する際に輸出者の申請に基づいて発給される。発給機関は、日本側は商工会議所、タイ側は商務省になる。有効期限は発給日から1年間である。

(7) 日タイ EPA における税関手続

関税の撤廃・引下げに加えて、税関手続を始めとする貿易手続を円滑化することも物品貿易の自由化のためには重要である。アジア諸国における税関手続に関しては、輸出入関係書類の要求が多い、通関等諸手続が不透明でわからないう、通達・規則内容の周知徹底が不十分、関税

¹⁶ 我が国に輸入する場合には、課税価格の総額が20万以下の貨物に関しては、原産地規則を満たす必要はあるが、原産地証明書の提出は免除される。

評価や関税分類が国際標準に沿っていない、などが問題点として一般的にあげられることが多い¹⁷。

日タイ EPA は、税関手続章において、関税関係法令の公表、法令変更前の周知期間の設置、外部からの問い合わせに応じること、不服申立て制度を確保することを規定している。また、税関手続の簡素化を目的として、情報通信技術の利用、リスクマネージメントという、全ての輸出入貨物を検査するのではなく法令違反のリスクに応じ必要な検査のみを行う手法の活用、輸出入関連書類の削減、国際基準への調和を規定している。

その他、税関当局間での情報交換を推進し、輸出入時の審査を効率的に行うことや、日本税関が行っている税関分野の技術協力を今後も行うこと、税関手続小委員会を設置し、貿易円滑化のための将来の課題につき検討することも約束している。

(8) 日タイ EPA 協定の構成

EPA には、伝統的に WTO で扱われてきた物の貿易以外の幅広い分野について規定されており、日タイ EPA は15章構成となっており、全体で900ページを超える協定である。上記で説明した、第二章（物品の貿易）、第三章（原産地規則）、第四章（税関手続）以外にも、例えば第六章（相互承認）には、電気製品に関する適合性評価の結果の受け入れが規定されており、例えば日本側でDVDの適合性評価が終わったものに関しては、その結果がタイで受け入れられることになる。第七章（サービス貿易）は、サービス貿易の自由化が規定されており、例えば小売サービス、高等教育サービス、海運代理店等の分野に関し、外資規制の緩和等、日タイ EPA において WTO を超える約束がされ

¹⁷ ジェトロ在アジア日経製造業の経営実態—ASEAN インド編—(2006年度調査)

＜資料20＞日タイ経済連携協定の構成

第1章（総則）
協定の目的、用語の定義 等
第2章（物品の貿易）
関税の撤廃、二国間セーフガード 等
第3章（原産地規則）
原産品の認定、原産地証明書の発給
第4章（税関手続）
法令の公表、税関手続の簡素化
第5章（ペーパーレス貿易）
貿易書類電子化への民間協力
第6章（相互承認）
電気製品の適合性評価の相互受入
第7章（サービス貿易）
サービス提供者に対する市場アクセスや内国民待遇
第8章（投資）
投資活動に対する内国民待遇
第9章（自然人の移動）
タイ料理人、指導員（タイ伝統舞踊）等の入国及び一時滞在
第10章（知的財産）
十分かつ無差別な知的財産の保護
第11章（政府調達）
政府調達制度に関する情報交換・協力
第12章（競争）
競争当局間の情報交換・協力
第13章（協力）
9分野（農林業・漁業、教育・人材育成、ビジネス環境向上、金融サービス、情報通信技術、科学技術・エネルギー・環境、中小企業、観光、貿易・投資促進）における二国間協力
第14章（紛争解決）
協定の解釈・運用に関する両国間の紛争の解決の手続（仲裁裁判所等）
第15章（最終規定）
協定の見直し、協定の効力発生・改正

ている。

第九章（自然人の移動）は、例えば日フィリピンEPAでは一定要件を満たす介護福祉士と看護師の受け入れについて我が国は約束しているが、日タイEPAでは、タイ料理人に関し、現在の要件を緩和し、タイ国家資格を有しており5年以上の実務経験がある等の要件を満たす場合には、入国及び一時滞在を約束している。その他介護福祉士やSPA・セラピストについては再協議となっている。第12章は競争である。

タイは1999年に包括的な競争法を導入しており、東アジアの中で主導的な立場にあるが、両国の競争当局間で情報交換や協力をを行うことを約束している。最後に第十三章（協力）は、特に人材育成などによる「アジアのデトロイト」政策への支援、またタイ食品マーケティングなどの「世界の台所」プロジェクトへの協力をすることなどを我が国は約束している。

また、現地進出企業が日々直面する問題に対処し、ビジネス環境を更に向上させるため、ビジネス環境向上のための小委員会が設置される。

4. おわりに

本年6月、日タイEPAは国会承認されたところであり、今後、政省令の整備等お互いに準備ができたことを外交公文として交換した後1か月後に発効する予定である。

上記で説明してきたように、タイは日本にとってASEAN中最大の貿易相手国、かつ伝統的な友好関係を築いてきた国である。本協定が日タイ修好120周年である本年中に一日も早く発効し、本協定により、日タイ間の貿易・投資拡大による経済が更に緊密化し、また我が国とタイの経済関係のみならず伝統的な友好関係が更に強化されることを望んでいる。

なお、本稿における意見に渡る部分については、筆者の個人的な見解であることをお断りしておく。